

阿武郡報

大正六年十二月十九日第三種郵便物認可(毎月一回十五日發行)

阿武郡報

第二十七號

今日一日の慎み

一今日一日 三つの恩を忘れず不足いふまじき事
一今日一日 決して腹立てまじき事
一今日一日 虚言をいはず無理なる事をすまじき事
一今日一日 人のあしきをいはず己れの上をいふまじき事
一今日一日 存命をよるこび家事を大切にすべき事
右は只今日一日の慎みにて候
一日と思へば不足こらへよ！
一日と思へば旋守りやすし！
我意我慢愚痴わがまゝぞ地獄なる
堪忍すれば今日も極樂！
これは江戸松屋呉服店壁書どもし、藥種屋治兵衛もの
せりこも傳ふ一日の心懸けとしては眞に其の要を得た
るものと云ふべし



國民全體の精神動員

本編は全國青年團講習會に於て講演せられたるものな
るが郡青年團員指導に關し最も有益なるものなるに依
り茲に之を轉載す

□國家の威力發揮

田中陸軍中將講演

未來に國家の運命を擔うて立つべきものは現在の青年
である其意味から直接影響を受けるものは云ふまでもな
く國防である。然らば國防とは何んであるか。國防は必
ずしも戦争ではない戦時に於て國防は素より大切である

大正七年十月十四日印刷
大正七年十月十五日發行
發行所 山口縣阿武郡役所
山口縣阿武郡萩町
第二千二百六番屋敷
印刷所 株式會社萩響海館

が平時に於ても亦國防が大切である。平時の國防を全うすることが出来なかつたならば戰時に於ても國防を全うすることが出来ない。人は往々にして斯ういふ事をいふ。國防は戰時の働きを意味する。普通の意味に於てこれは當然の解釋である。けれども今次歐羅巴の大戰爭に依つて能く經驗せられた通り平時の國防に始終優勝な地位を占めて居らなかつたならば戰時の國防にも優勝の位置を占めることが出来ないものである。従つて國防の要具なるものは軍隊軍艦のみに非ずして、工業も農業も商業も學問も皆是れ國防の要具ならざるはない。是等平時の國防が戰時に當り、軍備と共に互に調和されることに依つて。本統に國家の威力を發揮するのである。

精神動員の意義

就中國防に於て最も大切なものは國民の精神である。火は鐵を熔かす、如何に物質上の國防が充實すればとて國民の精神が充實して居なかつたならば到底終局の勝利を得られるものではない。今日まで軍隊の動員といふことが屢々叫ばれた。然るに今度の戰爭が始まつて以來單に軍隊の動員のみならず、工業動員船舶動員乃至は農業上の動員といふことまで、世上一般に唱へらるゝに至つた。しかし私の考ふる所に依れば、今後更に必要なもの

は國民の精神動員でなければならぬ。凡そ動員なる語は總てのものを統一して、其統一の下に平時の姿勢から戰時の姿勢に遷り變らせることである。これが動員の定義である。工業動員と云へば、平時の工業の姿勢を戰時の工業の姿勢に遷り變らせることであり、軍隊の動員は平時の編成を戰時の編成に遷り變らせることであるのは云ふ迄もない。而して茲で私の謂ふ所の國民の精神動員とは國民が平時に於ける精神を戰時の精神の統一に導て行かなければならぬといふことである。今度の戰爭は既に五年の久しきに亘つて居るが、何人が考へても最早物質上だけでは勝敗がつかない。窮極の所勝敗の決は其國の人民の精神状態に依るものであることが証明された。即ち精神の戰である。精神状態の競争である。此競争の劣敗者は露西亞である。又此の精神競争に土儀際まで押出されんとして僅に踏止り得たのが即ち伊太利である又聯合國中で最も精神状態の緊張して居る國は佛蘭西である。要するに精神は物質以上に超越して、更に一段の光輝を放つべきものであることは、今日の戰爭で能く分るのである。さればこそ青年團に對する第一回の訓令も過般出された訓令も、重きを國民精神の鍛鍊に置かれた所以であると察する。即ち私が國防に於て最も大切なもの

は畢竟國民精神の鍛鍊であるといふのは之れあるが爲めである。

眼前の實物教育

然らば此精神の鍛鍊は誰れに依つて與へらるゝのかといふにそれは云ふ迄もなく、教育家の力である。由來我國には世界に誇りとする大和魂なるものがある、これが世界に冠絶して居ることは、お互に自信し又信頼して居る所で、此大和魂こそは國民精神の結晶に外ならぬ。併し是が世運の變轉につれて鍛鍊せずには放擲して置いたならば、此魂も追々と錆が着きはせぬであらうか。殊に雷同性に富んで居る國民に對して一入注意を拂ふの必要を感ずるのである、亞米利加は一日に一億圓も使つて此大戰爭に参加して居るが、其目的とする所は何にあるかと云ふに、表面の好題目は自由人道にあるにせよ、其眞の目的は此戰爭を藉つて亞米利加國民の精神を鍛鍊しやうとするにあるは云ふ迄もない。亞米利加の富力の増加と共に國民の精神が腐敗しかけた。本來亞米利加は移民の集合体に依つて出来て居る國である。故に若し此儘にして置けば、此戰爭の影響を受けて、國は非常に富んでも國民が腐敗して来る。茲に於て亞米利加國民の精神を緊張させ、之に鍛鍊を加へて亞米利加の基礎を造り直さ

なければならぬ。而して今は丁度其機会である。此の好機會に乘じ國民に有效なる刺激劑を與へねばならぬと斯ういふのが亞米利加戰爭參加の眞目的である。國民の精神鍛鍊、是れが今度の戰爭に依つて掲げられた實物教育である。此の實物教育の前に目を閉づるものがあるならば、余は其國の前途を豫言することが出来る、曰く其國は滅亡の外はない。

日本の負へる使命

國を擧げての戰爭とは云へ、其實今回の戰爭は青年の戰爭である。十八歳迄の青年が、戈を執つて、戦ふて居る今回の戰爭は、青年團員の戰爭にあらずして何であらう。而して是等青年團員は單に今日戰場に於て國家の運命を支へて居るばかりでなく今日得つゝある所の精神上の訓練し即ち困苦缺乏に堪へる力堅忍不拔の精神、並に共同生活の訓練、此三つの力を併せて、此戰爭が済むや否や、所謂平時の國防に向つて競争を開始するに相違ない。亞米利加が戰爭に参加したのは實に此の意味からであるが、翻つて我國の青年は如何に訓練されつゝあるかといふに、今や我國の青年は獨逸國民と競争を始めやうとして居る、而して時日の経過は、其競争の範圍を擴大せずして已まぬものとしたなら、單に兵役を帯びて居る

ものに留まらず、直接青年團員が國家の運命を擔つて立たねばならぬ時期がないとも限らぬ、之れに對する我青年の覺悟は如何、又青年團指導者の決心は如何。日本の使命は此の世界的大戰争の止めを刺すに在る又止めを刺すに足るだけの鍛鍊を青年に與へて置かねばならぬ。

見上げたり佛蘭西

今之れを佛蘭西に就て見るに、男子の人口僅か一千九百萬しかない佛蘭西が、今日は既に五百萬の死傷者を出しながら、尙健闘勇闘聯合國の中心となり、昨今の状態では段々獨逸を壓迫して居る。元來が共和國で動搖し易い國民性であるに拘らず、未だ曾て國內に騷擾を來したことがない。之に反して獨逸は動もすれば、大きな同盟罷工があつたり、色々な虚が國民の精神に入つて居る。けれども曾て危ぶまれた佛蘭西が今日の如き武者振を發揮し得たのは何故であるかといふに、それは外でもない唯此國の青年團の事業が、他の國に立優つて發達して居るからである。大統領ポアンカレ氏の如きは、毎日諸處方々に出で青年團の檢閲をするとか、又青年會に臨場して其事業を鼓舞するとか寢食を忘れて奮闘して居られる。これが今日の偉大な効果を奏し得た所以に外ならないのである。即ち佛蘭西の精神動員が遺憾なく行はるゝ

庶務

納税状況と納期の改善

本郡に於ける納税状況は當局の督勵と町村民の自覺とに依り近時著しく良好なる成績を收むるに至りたるは慶祝に堪へざる所なり本年度前期戸數割附加税に就て調査するに郡内二十七ヶ町村中十三ヶ村は完納を見るに至り其の他二三ヶ町村を除くの外事實完納の状態に在るも只數人の所在不明に因る滞納者あるが故に完納となるに至らざるものあるは甚だ遺憾とする所なり廻て大正元年度以降本郡内に於ける戸數割附加税に對する滞納者の状況を調査すれば左の如し

戸數割附加税滞納者累年調

▲減を示す

年 度	金 額	人 員	前 年 に 比 し 増 減
大正元年度	四一、九一四	七、〇八三	
同 二年度	二七、七三八	五、一八九	一四、一七六 ▲
同 三年度	二六、六九八	六、〇二六	一、〇九一 ▲
同 四年度	二九、六九八	六、二七三	三、〇五一 ▲
同 五年度	二〇、三八二	四、九〇六	九、三二七 ▲
同 六年度	一四、一七七	三、二八五	六、二〇五 ▲
同 七年度	八八一	三七八	五、九九三 ▲

備考

大正元年より同六年度迄は何れも全年度を通じて調査せるものなるも大正七年度は前期分のみの調査なり右表に依るときは大正四年度に納滞八百三十七人大正五年度に二百四十七人を増加せるは大正四年度後期及大正五年度に亘り從來不確實なりし納期限を勵行したる結果なるも大正六年度の滞納者は五ヶ年前即ち大正元年度の滞納者に對比し税額に於て六割六分強人員に於て五割四分の減少を見るに至れり而して大正七年度前期戸數割附加税滞納者は二百七十一に減少益々良好の成績を擧ぐるに至れり滞納矯正に對する手段方法に就きては各町

戸數割附加税徵收納期調

大正七年五月調

町村名	第一期	第二期	第三期	第四期
萩 町	六月三十日	十二月三十日		
椿郷東分村	六月十五日	十二月十五日		
椿 村	六月十五日	十二月十五日		
山田村	五月廿一日	十一月三十日		
三見村	五月十五日	十二月十五日		
明木村	五月十五日	十二月十五日		
佐々並村	六月三十日	九月三十日	十二月十五日	
川上村	六月三十日	八月廿一日	十二月廿八日	二月廿八日
篠生村	六月三十日	十一月三十日		
生雲村	五月廿一日	十一月三十日		
地福村	五月廿一日	十一月三十日		
徳佐村	五月廿一日	十一月三十日		
嘉年村	五月廿一日	十一月三十日		

高俣村	五月卅一日	十一月三十日	二月十日
吉部村	五月卅一日	十一月三十日	
福川村	五月卅一日	十一月三十日	
紫福村	五月卅一日	十一月三十日	
大井村	五月卅一日	十一月三十日	
奈古村	六月三十日	十二月卅一日	二月十日
宇田郷村	六月三十日	十二月卅一日	
福賀村	五月卅一日	十一月三十日	
須佐村	五月十五日	十一月三十日	
饗富村	五月卅一日	十一月三十日	
小川村	五月卅一日	十一月三十日	
田万崎村	五月卅一日	十一月三十日	
六島村	六月廿五日	二月廿八日	
見島村	五月卅一日	二月廿八日	

以上戸數割附加税を二期に徴収するもの十五ヶ町村にして四期に徴収するもの十二ヶ村なりとす徴收納期に就ては各其の町村を参酌し實情に適合すべく決定せられたるものにして二期及四期制の何れが可なるか直に斷定し難きが如く就中二期制は町村に依りては税額の關係上從來徴収に困難を感ずる所ありしが四期制亦尠からざる經費

と勞力とを要し且徴収回收の多きだけ従つて滞納歩合を増加することあり然るに既往の成績に徴するときは滞納矯正に對する措置宜しきを得ば二期制必らずしも至難の事にあらざる郡内田万崎村は從來四期制を採用し毎年相當の滞納者を出せしが大正七年度前期分より之を二期制に改め猶克く完納の實績を擧げ得たるは其の証と見るべく其の他多數町村に於ても最近納期を改め一段の好果を收めたるもの亦尠からざる要するに本郡の納税狀態は著しき勢を以て改善せられつゝあるが故に此機に乗じ徴収期を二期制に改め納期の最終日を縣稅戸數割の期日と同一となし從來要したる經費と勞力とを節約し一面事前の注意を周到にし以て滞納の惡習を掃蕩することに一段の努力を加へられんことを望む

戸數割附加稅納稅成績

村名	納期限	總金額	課税人	納税員	滞納員	滞納原因
明木	七月末日	一、七〇八	四一九	一	一	

佐々並	九月末日	一、七四六	四六一	一	一	一
川上	八月末日	三、一二六	七四一	六二二〇	八	一
吉部	八月末日	一、三三七	五四七	一、一四〇	一	三
紫福	八月廿日	一、七八七	五七八	六、八九〇	七	一
大井	七月末日	一、八七二	五四六	四、二六〇	六	三
奈古	八月末日	二、七〇七	七〇五	四、二八〇	二	二
宇田郷	八月末日	一、四三五	三八六			一
福賀	八月末日	一、九八八	五七六	五七〇三七	一七二〇	一
須佐	八月末日	二、五五八	一、〇四五	一、八〇〇	一七	一
饗富	八月末日	二、〇二四	五四八	四三、一八〇	二九	一
小川	八月末日	二、九七八	九七〇	八、五五〇	六	一

神社新嘗祭

本年十一月中に於ける郷社の新嘗祭左の如し
十一月廿二日 六島村大島八幡宮
十一月廿四日 奈古村八幡宮
十一月廿五日 佐々並村六所神社
十一月廿五日 德佐村八幡宮
十一月廿六日 生雲村八幡宮
十一月廿六日 福川村八幡宮

郡長巡視

左記の通り郡長巡視を執行せり
十月四日 宇田郷村
十月五、六日 奈古村
十月七日 大井村

水害義捐狀況

本年七月縣下郡濃佐波兩郡に於ける出水被害に對し本郡より義捐したる金額及人員左の如し

町村名	金額	人員
祇	二七、三五〇	一三二

水害義捐狀況

櫛東分	八、一七〇
櫛	二九、〇〇〇
山	一七、〇一〇
三	一五、二八〇
明	二七、〇〇〇
佐々	六三、三六〇
川	四五、〇六〇
篠	五三、三〇五
生	五五、四九〇
地	二四、一九〇
德	九五、三三〇
嘉	三一、五四〇
高	二〇、五〇〇
吉	三四、八一〇
福	八七、九一〇
紫	四五、七〇〇
大	一三、三六〇
奈	1
宇	二三、六〇〇
福	五二、二〇〇
須	二九、七二〇

一四	五三〇	七二〇	四〇〇	三八一	四二〇	四二二	三六二	三四八	四〇〇	一、一〇八	三六一	三二七	五〇七	七二二	四一八	五四〇	1	三七五	四八六	五三四
----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	---	-----	-----	-----

彌富	四、九二〇	五〇
小川	四七、〇六〇	六三三
田崎	三九一	八
六島	1	1
見島	八三〇〇	二一
合計	八六四、九七五	一〇、二一九

學事

阿武郡志編纂

本郡に於ては本年通常郡會の決議を経て阿武郡志編纂に着手し九月十七日第一回委員會を開催して編纂に關し協議する所ありたり右顧問委員長並委員の氏名及編纂要項左の如し

顧問	瀧口	吉	良
同	中山	脩	三
同	益田	潜	
委員長	岡村	勇	二
委員	二階	重	樓
同	安藤	紀	一

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--

第二章 戶口	第一節 戶數	本籍現住の別 町村に於ける戸數及増減、戸數累年比較
第三章 人口	第二節 人口	本籍現住の別 町村に於ける人口及増減人口累年比較
第四章 民俗	第一節 風俗、習慣	衣食住、冠婚葬祭、娛樂、年中行事
第五章 言語	第二節 言語	第三節 氣風
第六章 官衙、公署	第四章 阿武郡役所、土木出張所、警察署、裁判所、稅務署、稅關	
第七章 自治	第五章 第一節 沿革	

第二章	町村區劃
第三章	郡會及町村會
第四章	郡財政及事業
第五章	町村財政及事業
第六章	基本財產及部落有財產
第七章	納稅情況
第六章	教育
第一節	沿革
第二節	初等教育
第三節	中等教育
第四節	實業教育
第五節	圖書、館
第六節	私立學校
第七節	教育會
第八節	育英事業
第九節	青壯年團
第十節	婦人會
第十一節	報德會
第七章	產業
第一節	農業
沿革、普通農事、特用作物、茶業、園藝	

第二節	耕地整理
沿革耕地整理	
沿革、耕地整理、箇所及反別	
第三節	林業
沿革、林野及林產物、概況、林野整理經營、方針、治水上、施設、保安林	
第四節	畜產業
沿革、畜牛、馬匹、養豚、家禽、養蜂	
第五節	蠶絲業
沿革、養蠶、製絲	
第六節	水產業
沿革、近海漁業、遠洋漁業、製造、養殖	
第七節	工業
釀造業及清涼飲料水、織物業、製紙業、窯業、真田業、木臘油類、蘭庭、鑄物、雜工品	
第八節	礦業
沿革、主要礦物、分布、礦區產額	
第九節	商業
商取引、會社、銀行、市場	
第十節	各種實業團體
農會、產業組合、同業組合、商工業組合、採種	

組合	第八章	交通及土切
	第一節	道路橋梁、河川
	第二節	港灣、船舶
	第三節	水力
	第四節	鐵道
	第五節	通信機關
	郵便、電信、電話	
第九章	兵事	
第一節	沿革	
第二節	陸海軍管區	
第三節	徵兵	
第四節	海軍志願兵	
第五節	戰病死者	
第六節	在鄉軍人會	
第十章	社寺	
第一節	神社	
神社ノ沿革、現存神社		
第二節	寺院	
寺院ノ沿革、現存寺院		
第三節	招魂社	

第四節	教會及宣教所
第五節	神職會、佛教團
第十一章	衛生
第一節	醫務
醫師、產婆、看護婦、藥劑師及藥種商、鍼灸按摩術	
第二節	保健
水質検査、水道、清潔法	
第三節	防疫
傳染病、豫防疫注射、傳染病院、隔離病舎	
第十二章	慈善救濟
第一節	日本赤十字社
第二節	愛國婦人會事業
第三節	救護事業
恩賜財團濟生會、軍事救護窮民救助、囚免保護	
第十三章	名所舊蹟
公園、古城址、墳墓、名勝舊蹟	
第三編	町村志
第四編	人物志
附錄	年表

阿武郡報

第二十七號

須佐村	彌富村	見島村	田万崎村	吉部村	椿郷東分村	同	地福村	高俣村	奈古村	萩町	福賀村	紫福村	見島村	六島村	椿郷東分村	萩町	紫福村	大井村	嘉年村
後	後	後	現	後	現	同	補	同	同	同	同	同	同	同	後	補	同	同	後
砲	同	同	同	同	糧食縦列	同	輜	輜	輜	輜	輜	輜	輜	輜	輜	輜	輜	輜	輜
二	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
飛田三藏	河村榮藏	内田幸助	山根惣吉	弘中久二	末武末松	伊藤忠義	大田廣富	河野利兵衛	河野伊作	中野千代正	中村正七	中野孝助	長井什植	宗榮竹藏	山本三藏	山田光三	安野二一	松浦文一	松浦竹藏

福川村	佐々並村	德佐村	紫福村	川上村	小川村	福川村	見島村	宇田郷村	同	萩町	椿郷東分村	小川村	廣瀬村	三見村	彌富村	三見村	須佐村	吉部村	吉部村
後	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
輜	輜	輜	輜	輜	輜	輜	輜	輜	輜	輜	輜	輜	輜	輜	輜	輜	輜	輜	輜
一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
藤原音五郎	藤本品一	藤村初兵衛	小瀧留一	兒玉知通	新井常市	齋藤文作	三谷惣一	茂刈佐太郎	岩井喜一	堀泰輔	堀野圃市	堀與七	大田一郎	吉岡惣吉	瀧口新植	村上兼松	内田清太郎	内村喜代市	山下九市

一四

阿武郡報

第二十七號

見島村	小川村	德佐村	椿郷東分村	福川村	彌富村	福川村	山田村	生雲村	福川村	椿郷東分村	小川村	明木村	小川村	同	野戰重砲兵第四聯隊補充隊	德佐村	高俣村	福賀村	同
後	後	後	後	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	補充隊本部	現	現	同	同
輜	輜	輜	輜	輜	輜	輜	輜	輜	輜	輜	輜	輜	輜	輜	補充隊本部	砲	砲	砲	砲
山口三太郎	山田傳松	益成吉太	楊井多治郎	阿武宗一	淺野一式	齋藤吉良	櫻井千松	木村種一	三戸菊藏	平田富藏	平田政治	守永熊一	澄田米一	同	補充隊本部	伍	二	上	同

椿郷東分村	小川村	奈古村	生雲村	同	田万崎村	大井村	明木村	萩町	同	六島村	高俣村	同	福川村	小川村	計十七名
現	同	同	同	同	補	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
砲	砲	砲	砲	砲	砲	砲	砲	砲	砲	砲	砲	砲	砲	砲	砲
一	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
金子長一	野村熊太郎	齋藤宇一	佐々木熊市	登城盛景	落合末作	岡田仁佐市	若島吉松	金子恭一	長富捨五郎	藏田熊一	社河内忠治	水津隆一	須上貞一	同	同

慰問袋寄贈

愛國婦人會山口支部に於て今回の戦役に出征せる陸海軍人に對し慰問の意を表する慰問袋の寄贈を計畫せられたり本郡内より應寄贈したるもの左の如し

一五

◎財務

十月八日より三日間町村會計主任及收入役集會を開催左
記事項に就き終始最も熱心に之を研究せり

- 一、市町村財務取扱手續の研究
- 二、町村より提出に係る諸問題の研究
- 三、その他財務會計に關する事項

依願本宮（九月廿三日附）

阿武郡書記	吉田耕造
豐浦郡書記	原山輔

任阿武郡書記（月俸拾九圓）

阿武郡役所雇

月俸拾貳圓給與（十月十五日）

勸業係附屬を命す（九月十七日附）

月俸拾圓給與（十月十五日）

學務係附屬を命す（九月十七日附）

「阿武郡役所に於て婦人を吏員に採用したるは杉山登志子を以て嚆矢とす尙杉山登志子採用と同時に杉山愛子を給仕に採用し後更に福壽靜子に給仕に採用したり杉山登志子は姉妹にして姉は島根縣立濱田高等女學校を卒業し妹は阿武郡立實科高等女學校を卒業し福壽靜子は明倫高等小學校を卒業せし者なり

□ 小學校教員異動

全	全	全	全	全	全	九月
上	上	上	上	上	上	月
二十			七	五	三	日
上	上	上	上	上	上	日
椿	生	全	大	三	全	育
東	雲	上	島	見	上	英
准訓導心得	全	全	訓	准	全	准訓導心得
上	上	上	導	上	上	導
九級下	九級下	七級下	七級下	拾壹圓	拾貳圓	七級上
圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
白井	藤山	笹井	池田	須郷	岡崎	村上
フ	山	井	田	郷	崎	上
チ	野	德	利	文	壯	一
カ	コ	一	一	一	一	一

實業補習學校教員異動

九月廿七日		明倫訓導十級上俸		山内キヤウ	
辭令月日		校名		職名	
俸給		氏名			
九月五日		椿東准訓導		岡田チサト	
全、廿三日		明倫訓導		堀江敏亮	

九月二十日	豐浦郡	三見	訓導	十級下俸	佐々木シヅコ
全上	三見	東	訓導	七級上俸	井町スミ
十月八日	厚狹郡 藤原山	佐々並	訓導	九級上俸	山根孝三
轉任月日	轉任教	舊任教	職名	俸給	氏名

九月廿三日	明倫訓導	入級上俸 新令	八級上俸	堀江敏亮
全廿七日	全上全上	十級上俸 新令	九級下俸	山内キヤウ
增俸月日	校名	職名	增俸	現俸
增俸	增俸	增俸	增俸	增俸
氏名	氏名	氏名	氏名	氏名

[illegible]

一、地の利は人の和に若かず

一、勝を止むるは自修に若くはなし

一、人一人たび之を能くすれば己は之を百たびす

一、利を以て交るものは利窮まれば則ち散す

一、高議して及ぶべからざるは卑論の功有るに如かず

一、徳の軽きこと毛の如し人克く之を擧ぐる鮮し

一、終を慎むこと始の如くなれば則ち敗事なし

参 考 資 料

第一、町村立尋常高等小學校児童出席歩合調査表																	
男																	
女																	
計																	
本																	
順																	
月																	
前																	
位																	
月																	
九 月 分																	
椿西	明木	大島	高瀬	福川	宇田	長高	大井	野呂	椿東	三見	佐並	立野	鈴川	川上	明倫	越濱	多磨
九九、五六	九九、二九	九八、八三	九七、六九	九八、三〇	九八、二九	九七、〇七	九七、八二	九六、八六	九六、八〇	九六、七八	九五、五八	九六、二八	九六、〇三	九七、一八	九七、三八	九六、六九	九六、六〇
九九、一三	九九、一五	九七、七〇	九八、六七	九八、〇一	九七、九六	九七、八一	九六、七七	九七、七三	九七、一九	九七、一八	九八、一八	九七、六七	九七、七六	九六、四一	九六、一一	九六、七一	九六、七二
九九、三五	九九、二二	九八、二三	九八、一七	九八、一五	九八、一四	九七、三九	九七、二八	九七、二七	九六、九八	九六、九八	九六、八六	九六、八六	九六、八五	九六、七九	九六、七六	九六、七〇	九六、六六
一	二	三	四	五	六	七	八	九	〇	一	二	三	四	五	六	七	八
二	一	二	四	二	七	二	八	〇	六	一	九	三	八	一	二	〇	三

目次

一、町村立小學校兒童出席步合調查表

二、大正六年度租稅負擔狀況調查表

三、綠肥栽培養調查表

阿武郡報

第二十七號

小															小					目				
相	奈	藏	白	德	嘉	彌	福	篠	下	地	育	持	小	上	木	龜	紫	半	篠					
島	古	喜	水	佐	年	富	田	生	川	福	英	坂	川	川	間	山	福	田	目					
九六、七五	九三、一一	九二、六二	九四、八八	九五、四三	九六、一九	九六、一五	九五、九〇	九六、一八	九六、〇八	九五、八七	九五、七四	九七、五七	九五、九五	九七、一四	九七、六四	九六、〇八	九六、六〇	九六、七四	九五、六二					
八七、二四	九二、五八	九四、四四	九二、五六	九四、七七	九四、五二	九四、六一	九五、〇一	九四、九五	九五、一四	九五、三六	九六、〇三	九四、二四	九六、四二	九五、三八	九五、六三	九七、〇八	九六、四八	九六、三八	九八、一〇					
九二、〇〇	九二、八四	九三、四三	九三、八三	九五、二六	九五、三二	九五、四三	九五、四七	九五、五七	九五、六〇	九五、六一	九六、〇五	九六、一八	九六、四九	九六、四九	九六、五三	九六、五三	九六、五四	九六、五七	九六、五九					
三八	三七	三六	三五	三四	三三	三二	三一	三〇	二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二二	二一	二〇	一九					
二九	四〇	三五	三四	三六	二二	三七	一七	三〇	三三	二五	三一	二七	一五	一四	三二	二六	二三	一八	五					

阿武郡報

第二十七號

町村立高等小學校兒童出席歩合調査表																町村名種目	
男																	
生雲	吉部	見島	高俣	本月郡平均	前月郡平均	椿西	宇田	明木	嘉年	福田	紫福	奈古	多磨	椿郷東分	白水		
九三、四四	九四、四二	九四、五八	九〇、〇七	九六、二八	九六、四八	九九、四四	九九、五七	九九、〇四	九九、四四	九八、五二	九八、〇〇	九八、一五	九八、三〇	九八、三二	九八、五五		
女																	
八九、五〇	八八、七八	八七、六六	九〇、〇四	九五、四七	九五、五四	九九、七三	九九、〇九	一〇〇、〇〇	九八、七七	九九、五二	一〇〇、〇〇	九九、四四	九八、四一	九八、一一	九七、三三		
計																	
九一、四八	九一、四一	九一、二六	九〇、〇五	九五、八七	九六、〇二	九九、五七	九九、三七	九九、三三	九九、三二	九八、七一	九八、六六	九八、六二	九八、三三	九八、二四	九八、〇六		
本順																	
三九	四〇	四一	四二			一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇		
月分																	
四一	四二	三九	三八			二	一	三	四	一三	一四	一七	八	九	一		

阿武郡報

第二十七號

町村名	種目	男		女		計	順		位
		本月郡平均	前月郡平均	本月郡平均	前月郡平均		本月	前月	
見島	大井	九六、九二	九七、二一	九八、二七	九七、三七	九六、七七	二七	二六	二七
高島	紫福	八六、九六	八三、〇一	八四、七八	八四、〇二	八八、八二	二六	二五	二六
佐並	福川	九二、二九	九一、〇一	九四、四七	九四、〇二	九五、三七	二五	二四	二五
生育	吉部	九五、九一	九五、六五	九八、四八	九八、一六	九六、五九	二四	二三	二四
小川	川上	九六、九一	九六、七六	九八、一六	九八、一六	九六、五九	二二	二一	二二
福部	三見	九六、〇〇	九六、八四	九八、八五	九八、三二	九六、九六	一九	一八	一九
吉部	明倫	九七、四四	九七、四五	九七、一七	九七、一七	九七、三六	一八	一七	一八
三見	德佐	九七、六五	九七、三八	九七、六四	九七、六四	九七、六五	一六	一五	一六
地福	大井	九九、三五	九六、七四	九九、六〇	九九、六〇	九七、七〇	一五	一四	一五
彌井	生富	九六、八三	九六、六四	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇	九七、七八	一三	一二	一三
篠生	大井	九六、八三	九六、六四	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇	九七、七八	一二	一一	一二
本月郡平均		九六、九二	九七、二一	九八、二七	九七、三七	九六、七七	二七	二六	二七
前月郡平均		九七、二一	九六、九二	九八、二七	九七、三七	九六、七七	二七	二六	二七

阿武郡報

第二十七號

町村名	種目	男		女		計	順		位
		本月郡平均	前月郡平均	本月郡平均	前月郡平均		本月	前月	
見島	大井	九六、九二	九七、二一	九八、二七	九七、三七	九六、七七	二七	二六	二七
高島	紫福	八六、九六	八三、〇一	八四、七八	八四、〇二	八八、八二	二六	二五	二六
佐並	福川	九二、二九	九一、〇一	九四、四七	九四、〇二	九五、三七	二五	二四	二五
生育	吉部	九五、九一	九五、六五	九八、四八	九八、一六	九六、五九	二四	二三	二四
小川	川上	九六、九一	九六、七六	九八、一六	九八、一六	九六、五九	二二	二一	二二
福部	三見	九六、〇〇	九六、八四	九八、八五	九八、三二	九六、九六	一九	一八	一九
吉部	明倫	九七、四四	九七、四五	九七、一七	九七、一七	九七、三六	一八	一七	一八
三見	德佐	九七、六五	九七、三八	九七、六四	九七、六四	九七、六五	一六	一五	一六
地福	大井	九九、三五	九六、七四	九九、六〇	九九、六〇	九七、七〇	一五	一四	一五
彌井	生富	九六、八三	九六、六四	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇	九七、七八	一三	一二	一三
篠生	大井	九六、八三	九六、六四	一〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇	九七、七八	一二	一一	一二
本月郡平均		九六、九二	九七、二一	九八、二七	九七、三七	九六、七七	二七	二六	二七
前月郡平均		九七、二一	九六、九二	九八、二七	九七、三七	九六、七七	二七	二六	二七

二、大正六年度租稅負擔狀況調査表

町村名	種別	現住人口		總額		稅額		總額		稅額		總額		稅額		總額		稅額	
		戶數	人數	總額	一戶當一人當	總額	一戶當一人當	總額	一戶當一人當	總額	一戶當一人當	總額	一戶當一人當	總額	一戶當一人當	總額	一戶當一人當	總額	一戶當一人當
奈古	八八五	四、四九九	五、五三三	六、三三〇	一、二二六	四、五六八	五、一六一	一、〇二四	二、二五三	二、八四四	二、七四七	二、三三三	二、五二五	五、〇〇八	二、二二五	二、三三三	二、五二五	五、〇〇八	二、二二五
宇田郷	三九四	二、〇四九	二、七八九	七、〇七八	一、三六一	二、五六六	六、四二一	一、二二二	五、三七八	三、六四九	二、六四九	一、〇、六九三	二、七一九	五、二一八	二、七一九	五、二一八	五、二一八	二、七一九	五、二一八
福賀	六四三	二、九三三	五、三三〇	八、一四六	一、七七二	四、〇二五	六、二六九	一、三六三	六、八八六	〇、七二五	二、三三二	一、六、四一	二、五、四一	五、四六五	二、五、四一	五、四六五	五、四六五	二、五、四一	五、四六五
須佐	一、〇五〇	五、六八八	六、一七九	五、八八四	一、〇八六	六、四一七	六、一一一	一、一三〇	二、三九二	一、八〇一	二、一七八	二、四、九八	二、三、七九	四、三九三	二、三、七九	四、三九三	四、三九三	二、三、七九	四、三九三
彌富	六二六	二、七三三	四、〇〇八	六、三八二	一、四四五	三、四四七	五、四八八	一、二四三	七、〇六六	一、二五一	二、五四八	一、四、五二	二、三、二二	五、二二六	二、三、二二	五、二二六	五、二二六	二、三、二二	五、二二六
小川	九七六	四、二九三	七、七八四	七、九七五	一、八二三	五、七八五	五、九二七	一、三四七	二、六三七	一、九二三	二、七二一	二、五、二六	二、四、〇四〇	四、四三六	二、四、〇四〇	四、四三六	四、四三六	二、四、〇四〇	四、四三六
田万崎	七九六	四、三三三	五、二七一	六、六二二	一、二二三	五、三〇九	六、六六九	一、二二〇	八、五五六	〇、七四九	一、九八三	二、四、〇四〇	二、三、七五九	四、四三六	二、三、七五九	四、四三六	四、四三六	二、三、七五九	四、四三六
六島	二六六	二、一八八	六、四四二	二、九四四	三、九七七	一、五二八	五、三四二	七、二二	三、八五三	一、三、四七二	一、八一九	六、二二二	二、七五九	二、九三八	二、七五九	二、九三八	二、九三八	二、七五九	二、九三八
見島	三九五	二、六五六	一、五六二	三、九五一	五、八七七	一、六七五	四、二四〇	六、三〇	四、六二二	一、六七五	一、七三五	七、八四八	一九、八六八	二、九五二	一九、八六八	二、九五二	二、九五二	一九、八六八	二、九五二
合計	二、六〇二	二二、八八八	一五七、	七、二九七	一、四〇八	一三五、	六、二六〇	一、二〇八	二、六六、	一、二、三四一	二、三、六二	五五九、	四八五、	二、五八九	五、〇〇〇	四、	四、	二、五八九	五、〇〇〇

三、綠肥栽培調査表

前年秋季に播種したるもの

種別	田作	付畑	計別	田收	畑穫	計高	價額
紫雲英	七四五、四反	一七、五反	七六二、九反	三、五二四、九一〇	七二、九二〇	三、五八七、八三〇	六四、四八三
蚕豆及豌豆	二、五	—	二、五	一、二、五〇〇	—	一、二、五〇〇	二五〇
計	七四七、九	一七、五	七六五、四	三、五三七、四一〇	七二、九二〇	三、六〇〇、三三〇	六四、七三三

其年秋季に播種したるもの

青刈大豆	三、五	四、七	八、二	八、六〇〇	六、一〇	一四、七六〇	三五
紫雲英	二〇、九	三、三	二二、二	一五、二〇〇	一、一〇	一五、三〇	三一
計	二四、四	五、〇	二九、四	二三、八五〇	六、二〇	三〇、〇六〇	六六

一、博識なる人の前にて些細の事を喋々すへからず無學なる人の前にて重大なる事を饒舌し、信し難き奥妙なる話は爲さざるを善しとす。

一、極端を避けよ損害を受けたるか爲に怒る事なかれ假令怒るへき價值ありとも。

看護婦講習生補缺募集

一、人員 若干名

二、申込期限 十月二十日

三、資格 十五歳以上三十五歳以下學力高等小學校卒業程度

四、申込所 萩町新堀好生館

五、特別典 卒業生准看護婦の資格を得正看護婦試験受験の資格を得

六、萩町。椿郷東分村。椿村在籍の講習生には該町村より幾分の補助費を支給せらる他村は未定

七、其他詳細なる事項は申込所。阿武郡役所。郡内各町村役場。各駐在所に配付しある規則書に就て承知せらるべし

大正七年十月

阿武郡看護婦講習所